

■ 決算特別委員長報告 ■

(委員長報告 令和2年12月17日本会議)

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第89号「令和元年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

【一般会計及び企業会計を除く各特別会計】

最初に、議案第89号の令和元年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比2.7%増の8,275億3,000万円余り、歳出総額が1.5%減の7,962億6,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和元年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、249億9,000万円余りで、前年度に比べ44万円余りの減となっております。

一方、県債残高は、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高ベースでは、前年度末より128億円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額4,108億4,000万円余り、歳出総額は4,088億4,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税の不納欠損の具体的内容について質疑があり、「地方税法の規定により、滞納処分する財産がないとき等に滞納処分の執行停止をすることができ、執行停止が3年間継続した場合は納付・納入義務が消滅することから、不納欠損処分を行っている。執行停止をしても、毎年財産調査を行い、資力が回復していれば執行停止を解除し滞納処分を行っている。なお、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収している個人県民税を除くと、県税で時効が完成したものは、342件で、うち執行停止分が301件となっている」との答弁がありました。

次に、国体・全国障害者スポーツ大会局の審査において、競技力向上対策事業で発生した補助金返還の経緯や対応状況について質疑があり、「2つの補助団体に所属する同じ指導者による旅費の重複請求などが確認されたことから、補助金の返還を求めたものである。今回の事案を受け、補助金を受給している全ての競技団体への訪問指導、確認作業を行ったが、同様の事案は確認されなかった。再発防止に向け、複数人によるチェック体制の強化、領収書の詳細な内訳の提出などの対策を講じたところである」との答弁がありました。

委員からは、「関係団体と連携を図りながら改善につなげていただくとともに、選手の活動に影響が出ないように進めていただきたい」との要望がありました。

次に、男女共同参画局の審査において、共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業で多額の不用額が生じている理由について質疑があり、「令和元年度新規事業『コミュニティ・プラットフォーム形成促進補助』において、最終的に市町村との事業実施の調整がつかなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響で講演会等が実施できなくなったことにより、執行残が生じたものである」との答弁がありました。

委員からは、「大切な事業であり、感染症の終息後は引き続き力を入れていただきたい」との要望がありました。

くらし保健福祉部の審査において、長期入院精神障害者の地域移行推進に係るピアサポーターに関する質疑があり、「令和元年度は、養成講座を南薩、北薩、大隅の三圏域で開催し、現在までに107人を養成した。地域移行支援スタッフとして、21人が精神科病院等で体験談を発表したところである」との答弁がありました。

委員からは、「民間事業者とも連携し、地域移行支援の利用者数や退院者数が増えるように努めていただきたい」との要望がありました。

がん対策総合推進事業について、委員から「子宮体がんと子宮頸がんは、り患する年齢や予防方法も全く異なる。がん対策推進計画や関係資料等の作成においては取扱いを区別していただきたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業の不用額の理由について質疑があり、「東京圏から移住して、県のマッチングサイト『かごJ o b』を通じた就業者に対し、移住支援金を支給する取組については、国の地方創生関連事業として9月補正予算で対応した結果、事業の周知期間を十分に取れなかったことや、転入後3カ月経過後の申請が要件となっていることから、年度内に対象者がいなかった」との答弁がありました。

委員からは「新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への機運の高まりも踏まえ、国に要件緩和を要望するなどして、効果的な取組をお願いしたい」との要望がありました。

次に、農政部の審査において、ASF侵入防止対策の取組内容及び不用額の理由について質疑があり、「9割を超える農場が、国と県の補助事業を活用して取り組み、残り1割は自己資金等で対応した結果、全ての養豚農場において、防護柵が設置されることとなった。なお、自己負担分を借り入れする場合、融資機関へ利子補給等を行う事業については、借り入れする農家がいなかったため、全て不用額となった」との答弁がありました。

委員からは「ASFやCSFが本県でも発生するかもしれないという危機感を持って、侵入防止対策に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、県営住宅に係る未収債権対策等について質疑があり、「出納整理期間中の3月から5月のほか、8月と12月を重点期間として、各戸を訪問し夜間督促に努めている。また、鹿児島市郊外や地方において空き住戸が多い状況であり、原因について市町村と意見交換を行い、対策を検討している」との答弁がありました。

委員からは、「滞納者への対応は、地道にしっかりと行っていただきたい。また、家賃を含めて様々な角度から検討し、利用しやすくすることで少しでも収入を上げる方法を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の審査において、老朽化した高等学校における施設の長寿命化の推進等に係る取組について質疑があり、「昨年度は、改築及び大規模改修を13校で実施、また、校舎の維持補修などを61校で実施した。現在、普通教室棟などが築55年を超えている高等学校が11校あり、今後とも、老朽化した校舎について改築の必要性を検討してまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「安全面を第一に、今後もしっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

これらの審査の結果、議案第89号については、取扱意見として、「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべき」との意見と、「不要不急の大型公共工事に関わる事業が執行されている」として、「不認定とすべき」との賛否両意見があり、採決の結果、認定すべきものと決定いたしました。

[工業用水道事業]

次に、議案第94号の令和元年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和元年度の鹿児島県工業用水道事業は、44事業所に対し、1日平均18,430立方メートルを給水し、令和元年度の営業成績は総収益約11億5,180万円余り、総費用約11億9,787万円余りで、差引き4,606万円余りの純損失となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

代表監査委員に対し、「事業の経営状況をどのように分析しているのか」との質疑があり、「令和元年度は、4月に万之瀬川施設に完全移行し、5月に永田川施設を廃止するという新たな給水システムへ移行する転換期となった。今後は使用料を順次引き上げるため、給水量の確保や永田川施設の売却が順調にいけば、経営は安定していくと考えている」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「段階的な使用料の引き上げにより一定の収益の確保は見込まれるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移することから厳しい状況が見込まれる。このため、万之瀬川施設の適切な管理に努めつつ、営業費用などの経費の更なる抑制に努める一方、収益の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など給水先事業所の動向を注視しながら、給水契約の継続・拡大に努めるとともに、永田川施設の財産処分による収入確保にも努めるなど、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化を図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

[病院事業]

議案第98号「令和元年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支で3億5,000万円余りの黒字となるなど、経営改善への取組やその効果が持続されています。

このような経営状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

未収金のうち病院診療費の個人負担分に関する質疑があり、「病院毎にみると、多い順に大島病院、鹿屋医療センター、始良病院である。薩南病院と北薩病院はその他の病院と比較すると少ない状況である。一番多額の方で、150万円ほどである」との答弁がありました。

委員からは、「診療しながらの回収は大変であるが、引き続き未収金の解消に努めていただきたい」との要望がありました。

審査の結果、取扱意見として「令和元年度の決算については、5病院全体で経常収支は11年連続、資金収支も、実質14年連続の黒字となっている。これは、県立病院第二次中期事業計画に基づき、経営安定化に向けて、様々な改善方策に取り組んだ成果であると思われる。

一方、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師不足、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響など、大きな課題や不安定要因があり、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、引き続き、同計画に定める医療面、経営面の目標を達成できるよう、計画の着実な実施に努めるとともに、経営の更なる安定化を図ること、計画的な設備投資に努めていただくことを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。そして、歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

この4点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。